

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第1区分

【発行日】平成27年10月15日(2015.10.15)

【公開番号】特開2015-6986(P2015-6986A)

【公開日】平成27年1月15日(2015.1.15)

【年通号数】公開・登録公報2015-003

【出願番号】特願2014-167068(P2014-167068)

【国際特許分類】

C 03 C 27/12 (2006.01)

C 08 L 101/00 (2006.01)

C 08 L 29/14 (2006.01)

【F I】

C 03 C 27/12 L

C 08 L 101/00

C 08 L 29/14

【手続補正書】

【提出日】平成27年9月1日(2015.9.1)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

熱可塑性樹脂と、

錫ドープ酸化インジウム粒子と、

酸化タンゲステン粒子と、

フタロシアニン化合物、ナフタロシアニン化合物及びアントラシアニン化合物の内少なくとも1種の化合物とを含む、合わせガラス用中間膜。

【請求項2】

前記錫ドープ酸化インジウム粒子の含有量が0.0001重量%以上、1重量%以下である、請求項1に記載の合わせガラス用中間膜。

【請求項3】

前記酸化タンゲステン粒子の含有量が0.00001重量%以上、0.1重量%以下である、請求項1又は2に記載の合わせガラス用中間膜。

【請求項4】

フタロシアニン化合物、ナフタロシアニン化合物及びアントラシアニン化合物の内少なくとも1種である前記化合物の含有量が0.000001重量%以上、0.05重量%以下である、請求項1~3のいずれかに記載の合わせガラス用中間膜。

【請求項5】

フタロシアニン化合物、ナフタロシアニン化合物及びアントラシアニン化合物の内少なくとも1種である前記化合物が、フタロシアニン化合物である、請求項1~4のいずれかに記載の合わせガラス用中間膜。

【請求項6】

フタロシアニン化合物、ナフタロシアニン化合物及びアントラシアニン化合物の内少なくとも1種である前記化合物が、バナジウム原子を含有するフタロシアニン化合物である、請求項5に記載の合わせガラス用中間膜。

【請求項7】

前記熱可塑性樹脂が、ポリビニルアセタール樹脂である、請求項1～6のいずれか1項に記載の合わせガラス用中間膜。

【請求項8】

可塑剤を含む、請求項1～7のいずれか1項に記載の合わせガラス用中間膜。

【請求項9】

紫外線遮蔽剤を含む、請求項1～8のいずれか1項に記載の合わせガラス用中間膜。

【請求項10】

アルカリ金属塩及びアルカリ土類金属塩の内の少なくとも1種の金属塩を含む、請求項1～9のいずれか1項に記載の合わせガラス用中間膜。

【請求項11】

第1の合わせガラス部材と、

第2の合わせガラス部材と、

請求項1～10のいずれか1項に記載の合わせガラス用中間膜とを備え、

前記第1の合わせガラス部材と前記第2の合わせガラス部材との間に、前記合わせガラス用中間膜が配置されている、合わせガラス。